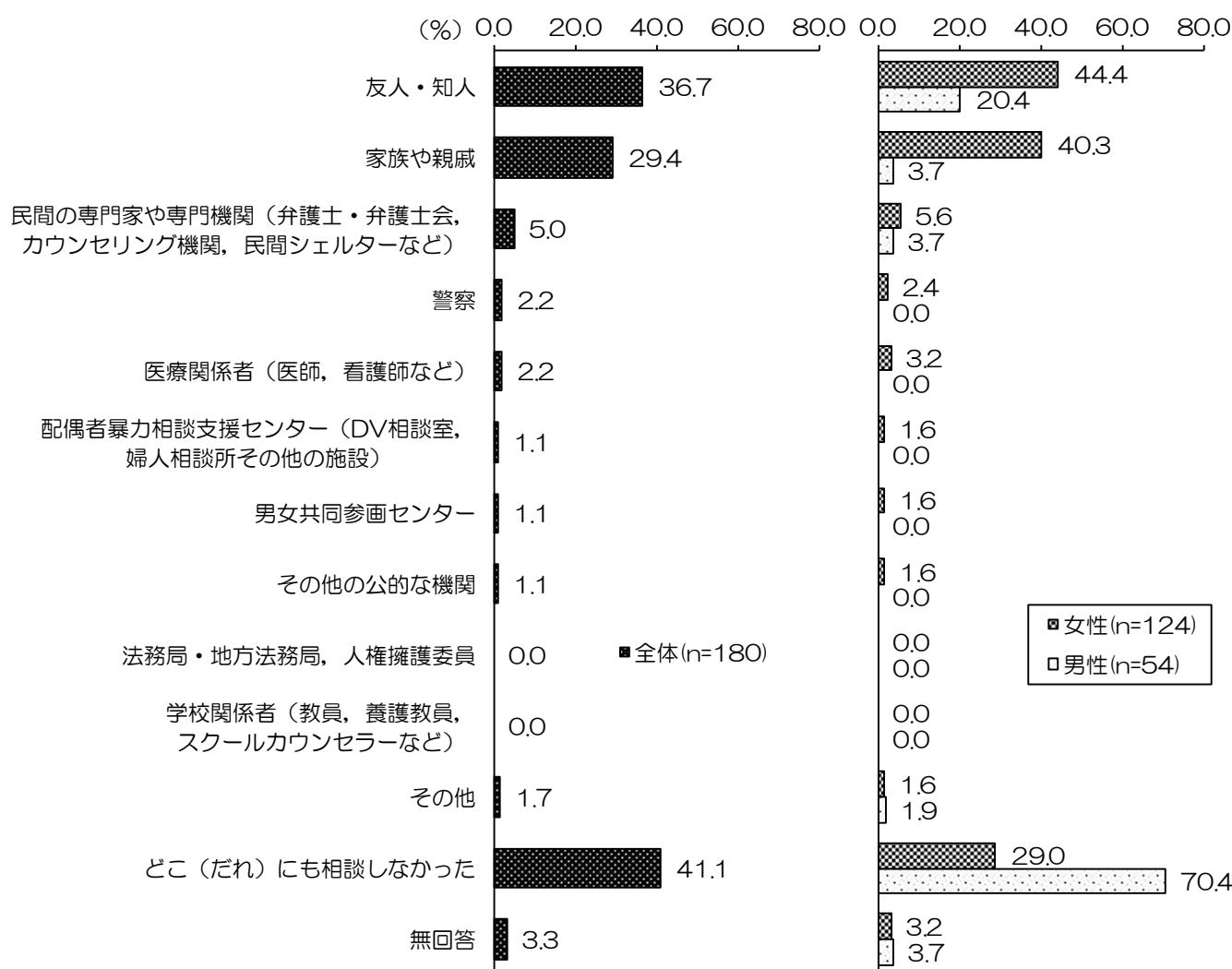


(3) 配偶者からのDVの相談相手

問 25-2. (問 25-1.で、ひとつでも「何度もあった」又は「1, 2度あった」と答えた方におたずねします) あなたはこれまでに、問 25-1.であげたような行為について、だれかにうち明けたり、相談したりしましたか。(〇はいくつでも)

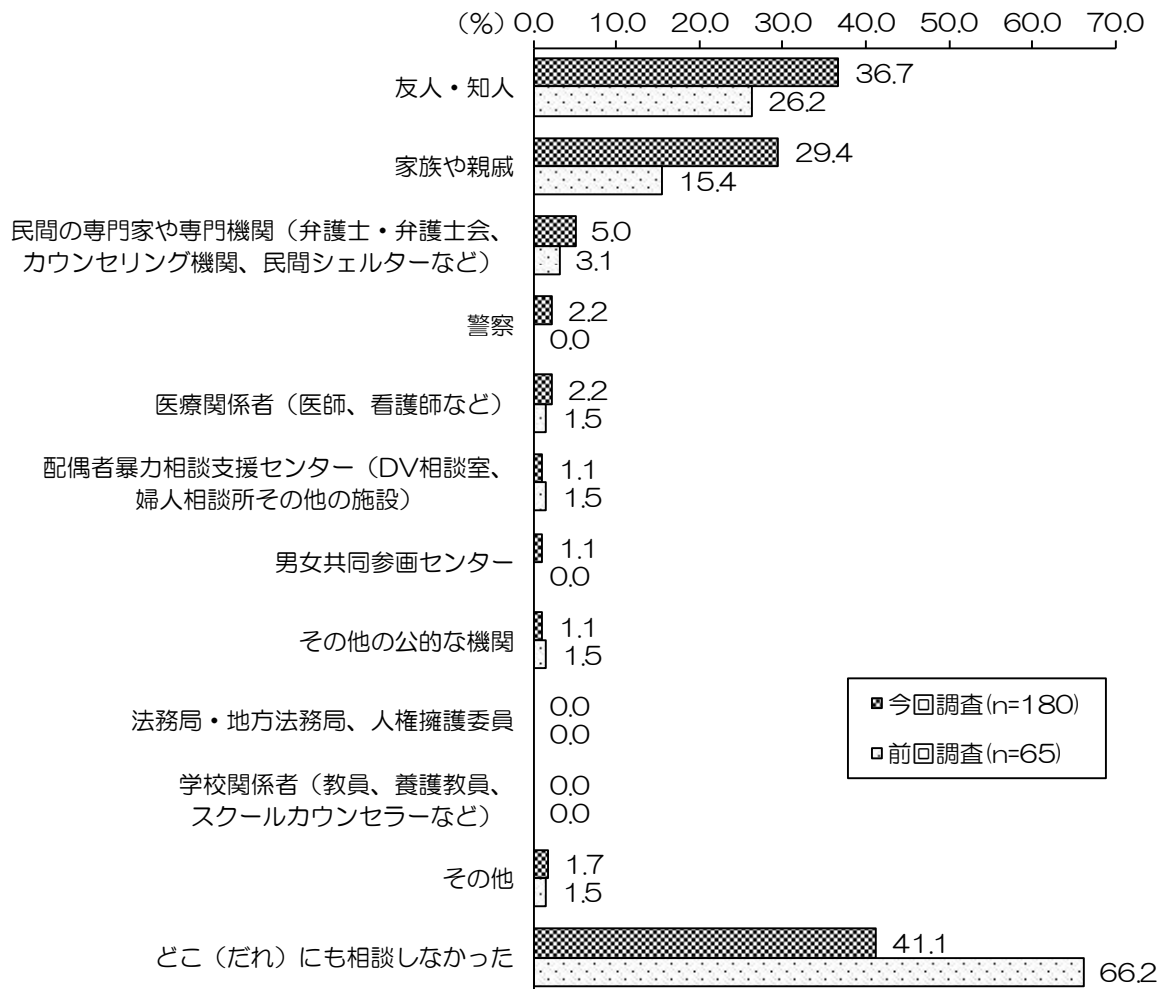
配偶者からのDVについて、4割以上(41.1%)が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しています。相談相手としては、「友人・知人」(36.7%),「家族や親戚」(29.4%)が高くなっています。

性別では、女性で「友人・知人」「家族や親戚」が高く、一方で男性の約7割が「どこ(だれ)にも相談しなかった」としています。



参考／前回調査との比較

前回調査よりも、「どこ（だれ）にも相談しなかった」は 25.1 ポイント低くなっている一方で、「友人・知人」は 10.5 ポイント、「家族や親戚」は 14.0 ポイントそれぞれ高くなっています。

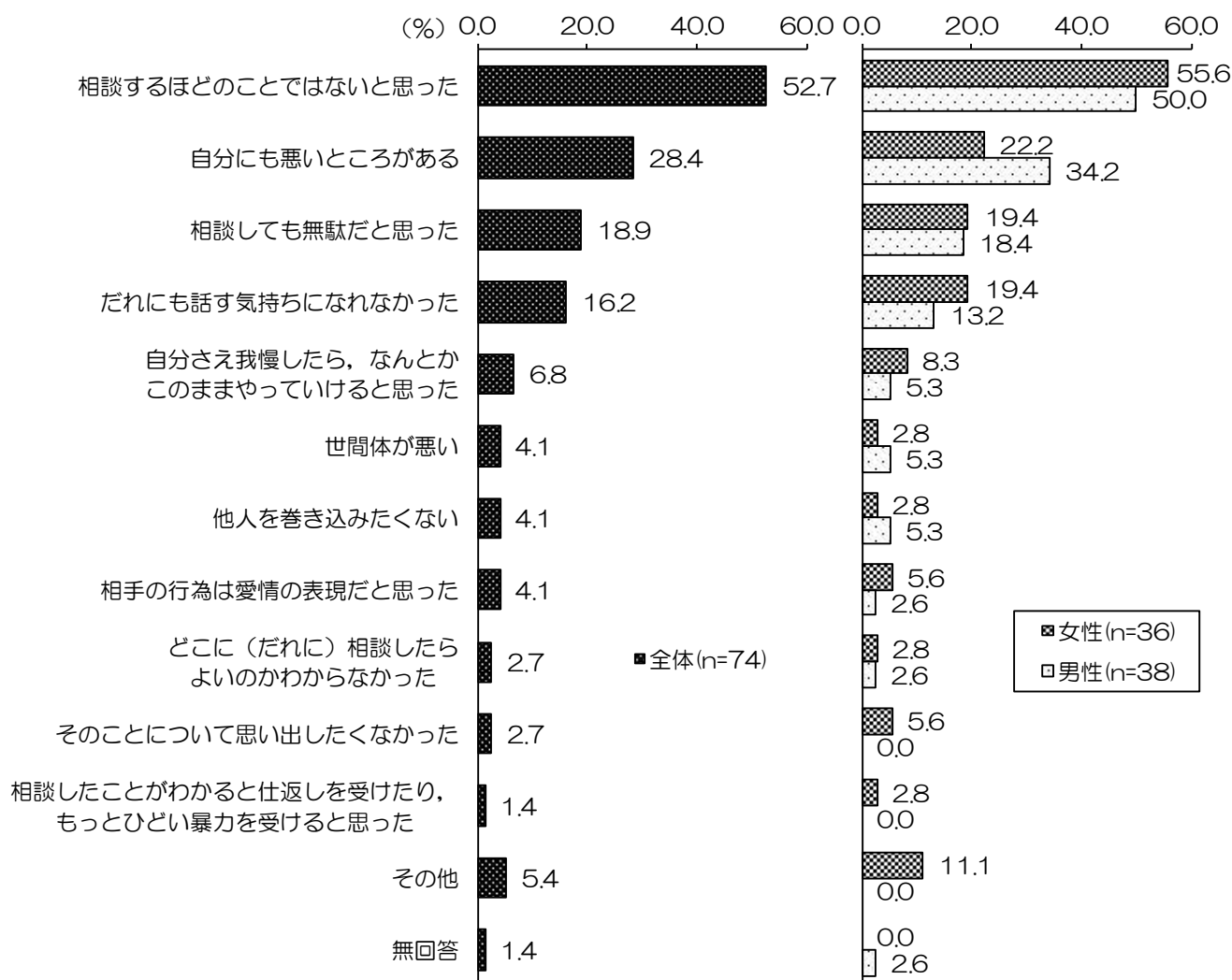


(4) 配偶者からのDVについて相談しなかった理由

問 25-3. (「12.どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方におたずねします)
 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(〇はいくつでも)

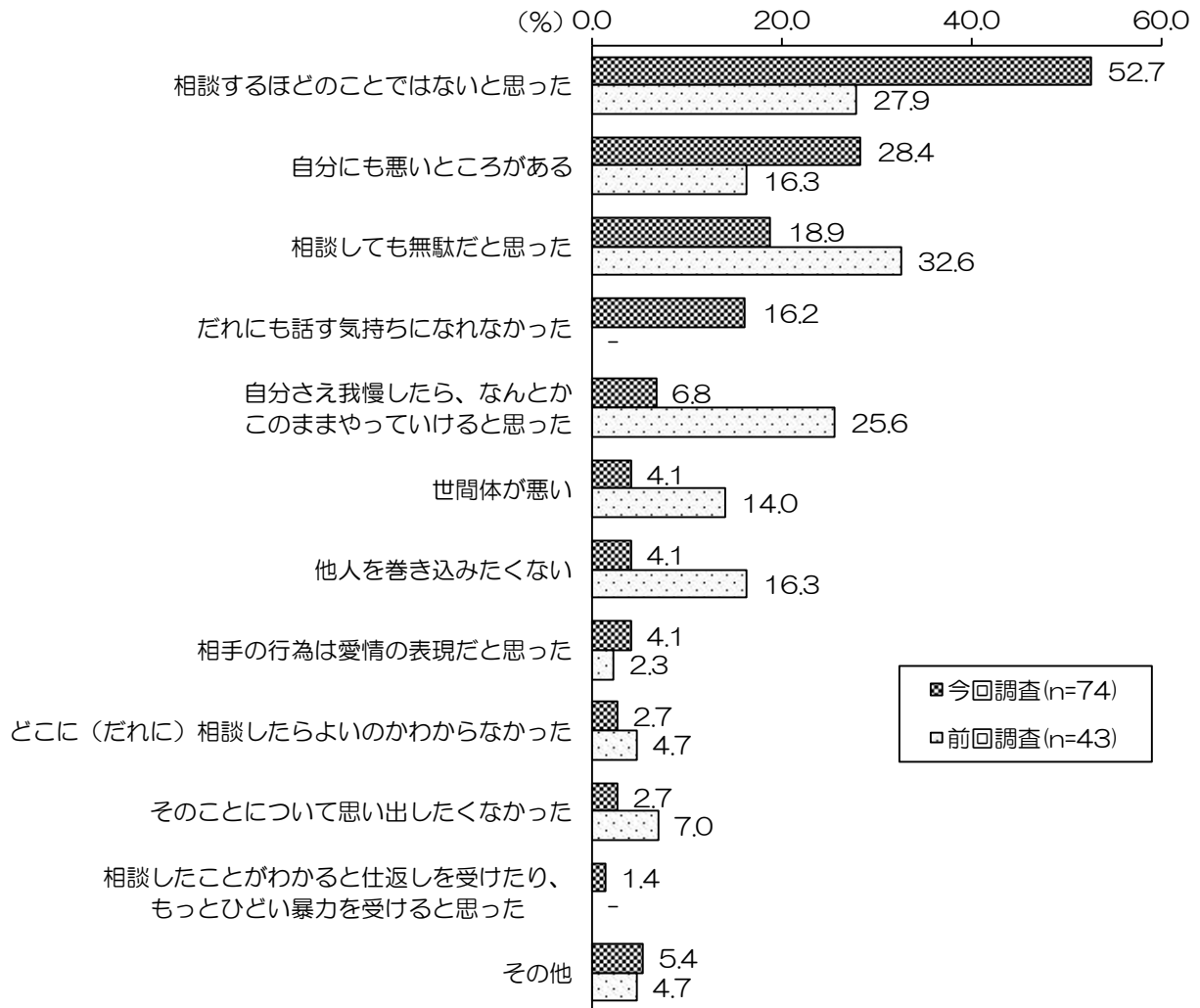
配偶者からのDVについて相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」が52.7%と最も高く、次いで「自分にも悪いところがある」(28.4%)、「相談しても無駄だと思った」(18.9%)、「だれにも話す気持ちになれなかった」(16.2%)の順となっています。

性別では、女性に比べて男性で「自分にも悪いところがある」が高くなっています。



参考／前回調査との比較

前回調査よりも、「相談するほどのことではないと思った」は24.8ポイント、「自分にも悪いところがある」は12.1ポイントと大幅に高くなっている一方で、「相談しても無駄だと思った」は13.7ポイント、「自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った」は18.8ポイント、「世間体が悪い」は9.9ポイント、「他人を巻き込みたくない」は12.2ポイントそれぞれ低くなっています。

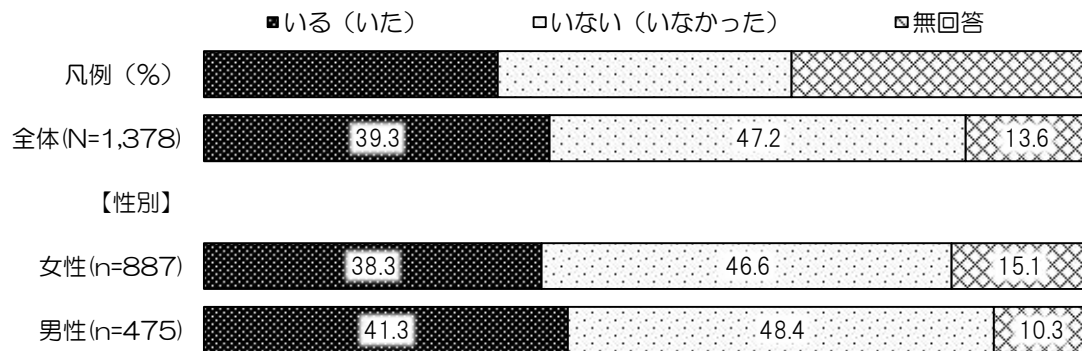


2 交際相手からのドメスティック・バイオレンス

(1) 過去5年間における交際相手の有無

問 26. あなたは過去5年間に、交際相手がい了吗か。(〇は1つ)

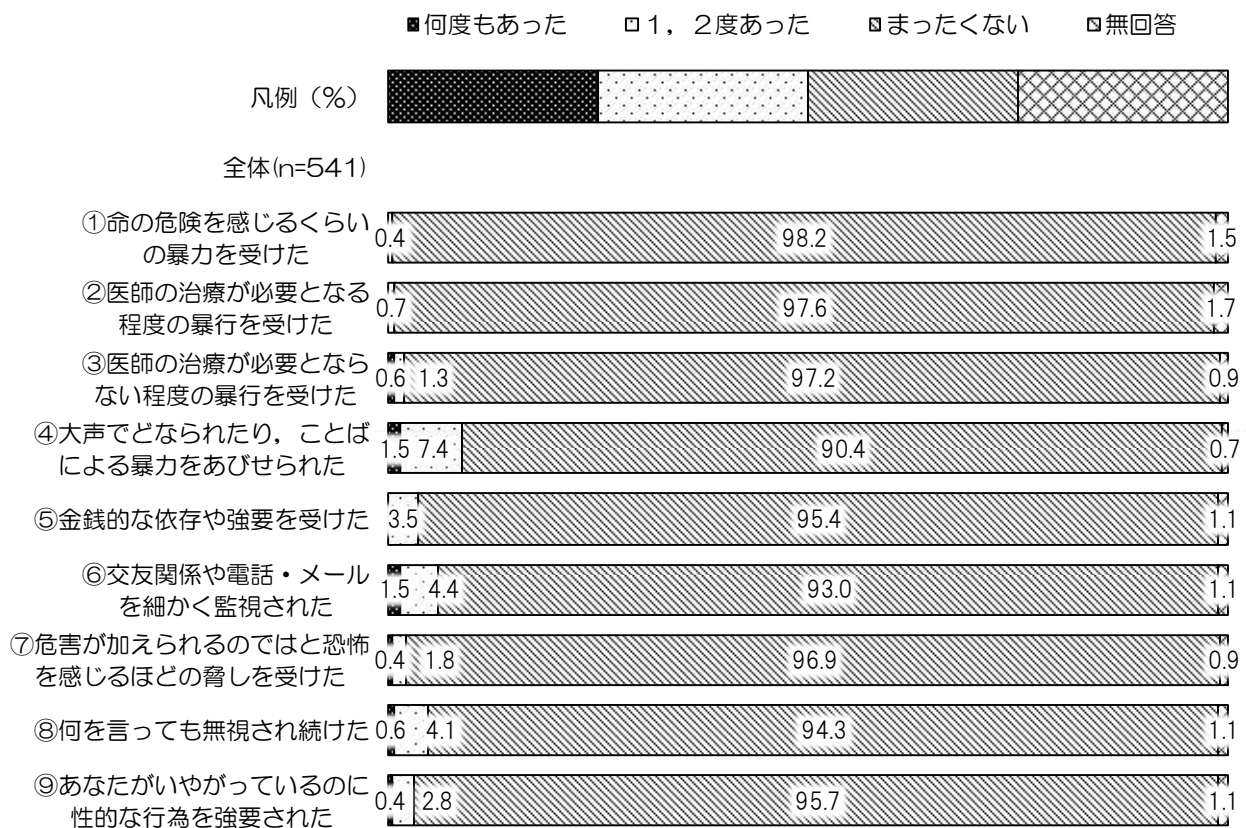
過去5年間における交際相手の有無については、「いる(いた)」が39.3%、「いない(いなかった)」が47.2%となっており、性別による差は目立ちません。



(2) 交際相手からのDV経験について

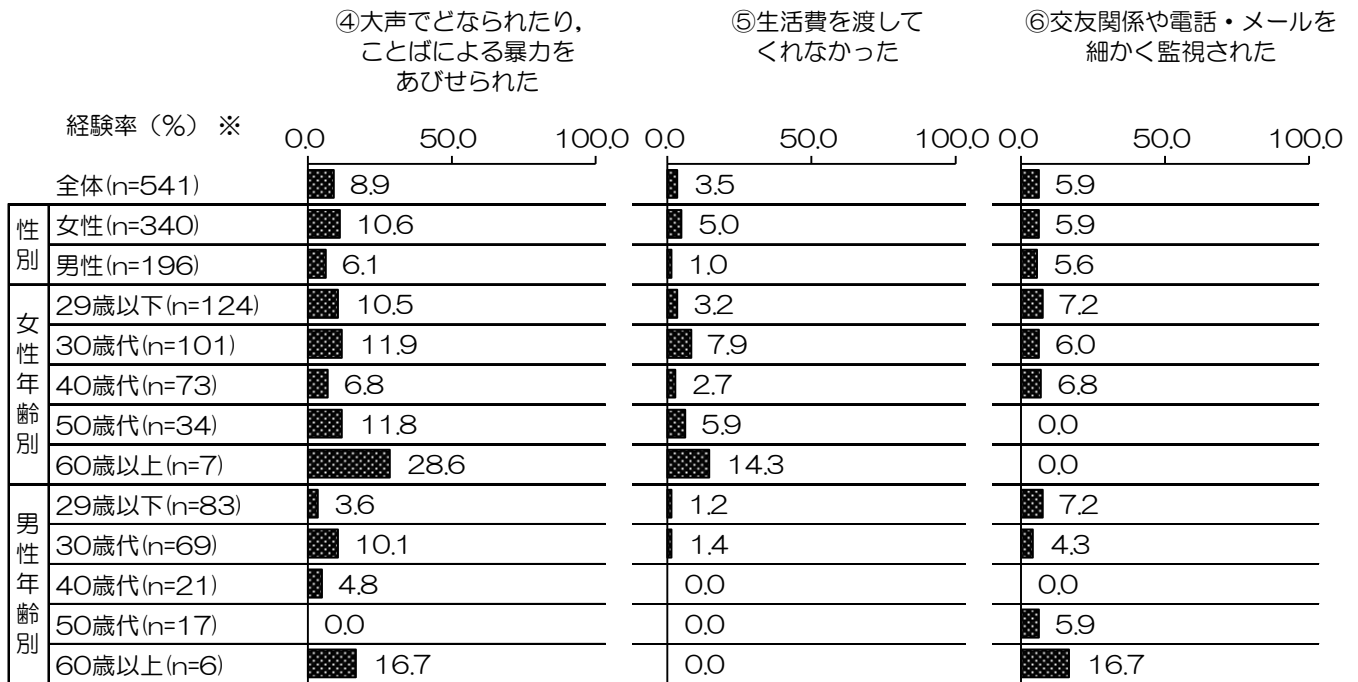
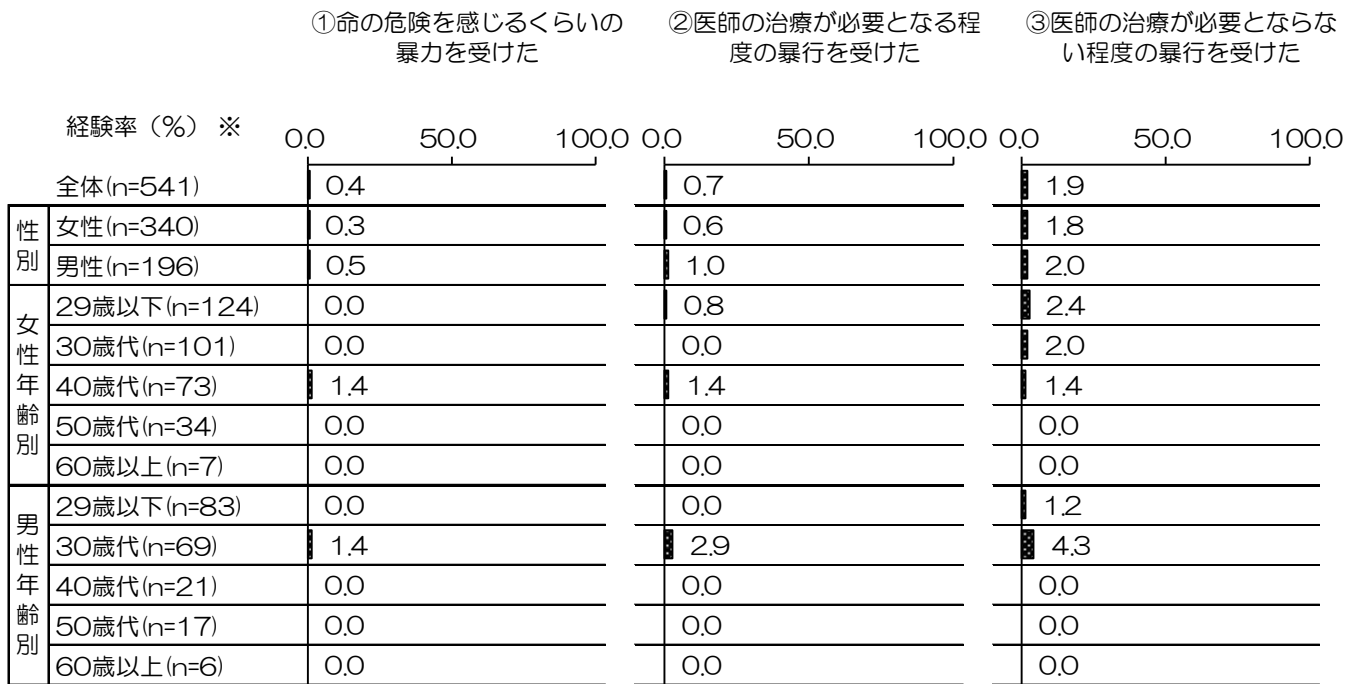
問 26-1. (「1.いる(いた)」と答えた方におたずねします) あなたは過去5年間に、交際相手から次のようなことをされたことはありますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

交際相手からのDV経験については、「④大声でどなられたり、ことばによる暴力をあげせられた」がやや高く、「1, 2度あった」(7.4%)、「何度もあった」(1.5%)を合わせると8.9%が経験したことがあると回答しています。



交際相手からのDV経験について属性別で見ると、性別では、男性に比べて女性で「④大声でどなられたり、ことばによる暴力をあびせられた」の『経験率※』がやや高くなっています。

性・年齢別では、「④大声でどなられたり、ことばによる暴力をあびせられた」の『経験率』は、女性の30歳代以下と50歳代、及び男性30歳代で1割程度みられます。

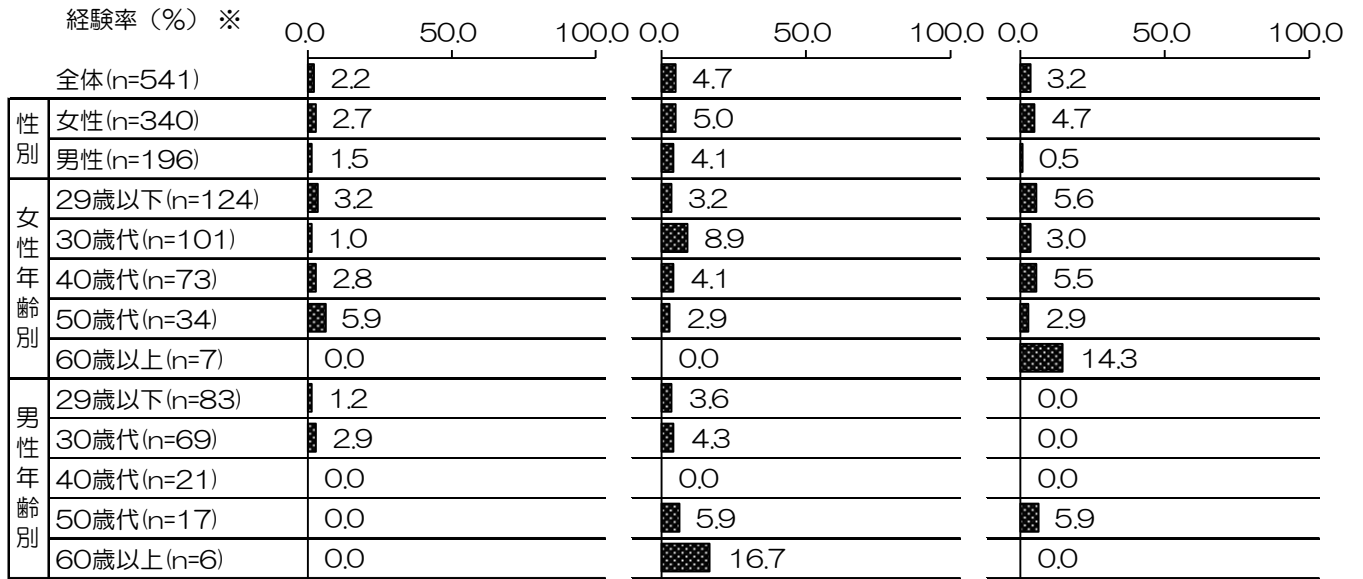


※ 『経験率』は「何度もあった」と「1, 2度あった」の合計値。以下同様。

⑦危害が加えられるのでは
と恐怖を感じるほど
の脅しを受けた

⑧何を言っても無視
され続けた

⑨あなたがいやがって
いるのに性的な行為
を強要された



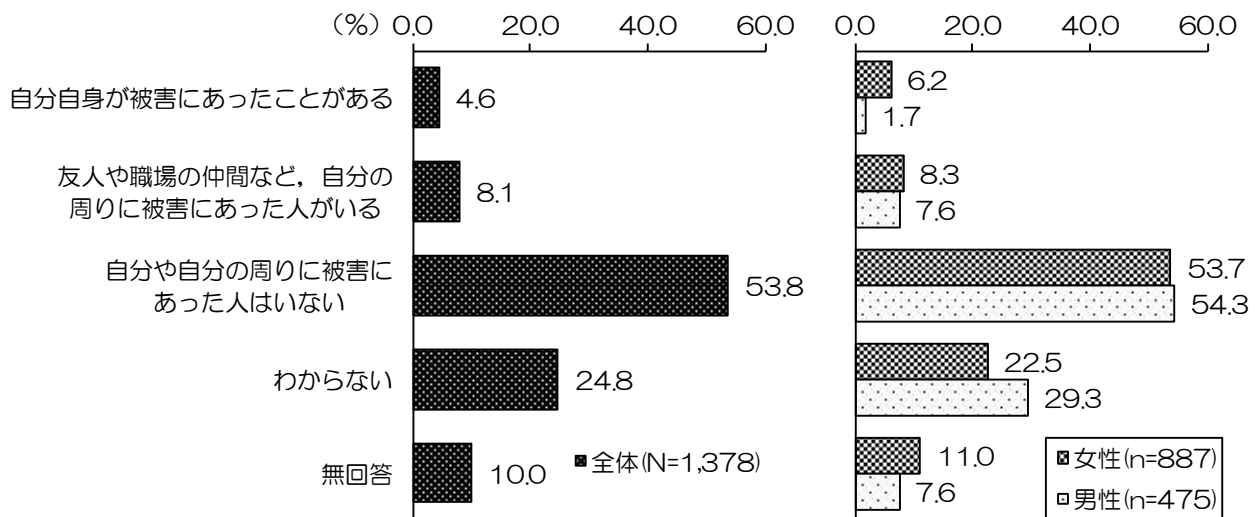
3 セクシュアル・ハラスメントについて

(1) 過去5年間におけるセクシュアル・ハラスメントの有無

問 27. あなたは過去5年間に（働き出して5年以内の場合は採用・委嘱されてから）職場等において、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせとは、他の者を不快にさせる性的な言動のことをいいます）をされたことはありますか。
（〇はいくつでも）

過去5年間におけるセクシュアル・ハラスメントの有無については、「自分や自分の周りに被害にあった人はいない」が過半数（53.8%）を占めており、「自分自身が被害にあったことがある」が4.6%、「友人や職場の仲間など、自分の周りに被害にあった人がいる」が8.1%となっています。

性別では、女性の6.2%が「自分自身が被害にあったことがある」と回答しています。



性・年齢別でみると、女性30歳代の約1割が「自分自身が被害にあったことがある」と回答しています。また、男女とも40歳代で「友人や職場の仲間など、自分の周りに被害にあった人がいる」が比較的高くなっています。

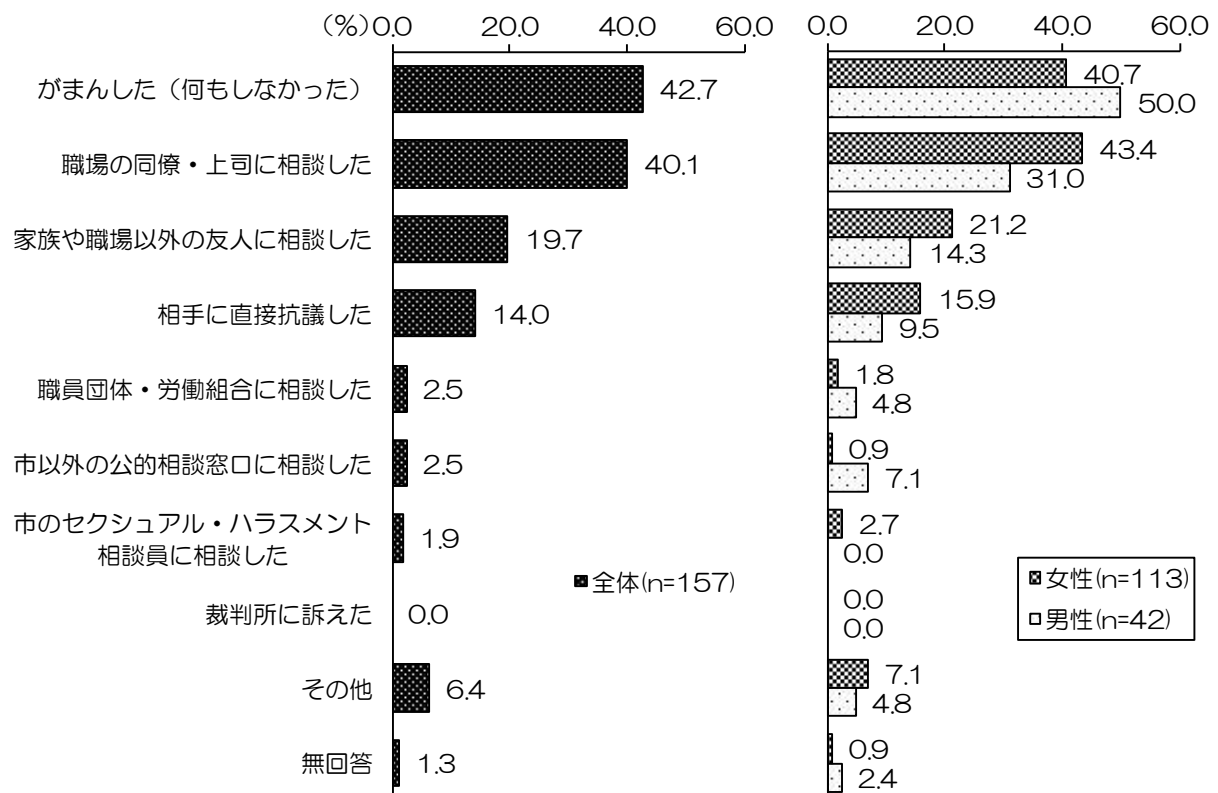
単位 (%)		サンプル数 (件)	自分自身が被害にあったことがある	友人や職場の仲間など、自分の周りに被害にあった人がいる	自分や自分の周りに被害にあった人がいない	わからない
全体		1,378	4.6	8.1	53.8	24.8
【性・年齢別】						
女性	29歳以下	157	8.9	8.3	56.1	22.9
	30歳代	196	9.7	7.1	55.1	20.9
	40歳代	256	5.9	11.3	52.3	22.7
	50歳代	216	3.2	6.0	52.3	22.7
	60歳以上	59	0.0	8.5	54.2	27.1
男性	29歳以下	101	2.0	5.0	66.3	22.8
	30歳代	121	0.8	9.9	50.4	34.7
	40歳代	89	1.1	13.5	50.6	24.7
	50歳代	96	2.1	4.2	56.3	30.2
	60歳以上	66	3.0	4.5	47.0	33.3

(2) セクシュアル・ハラスメントへの対処方法

問 27-1. あなたは、その時やその後はどうしましたか。(〇はいくつでも)

セクシュアル・ハラスメントへの対処方法については、「がまんした(何もしなかった)」が 42.7%と最も高く、次いで「職場の同僚・上司に相談した」(40.1%),「家族や職場以外の友人に相談した」(19.7%),「相手に直接抗議した」(14.0%)の順となっています。

性別では、女性で「職場の同僚・上司に相談した」「家族や職場以外の友人に相談した」、男性で「がまんした(何もしなかった)」がそれぞれ高くなっています。



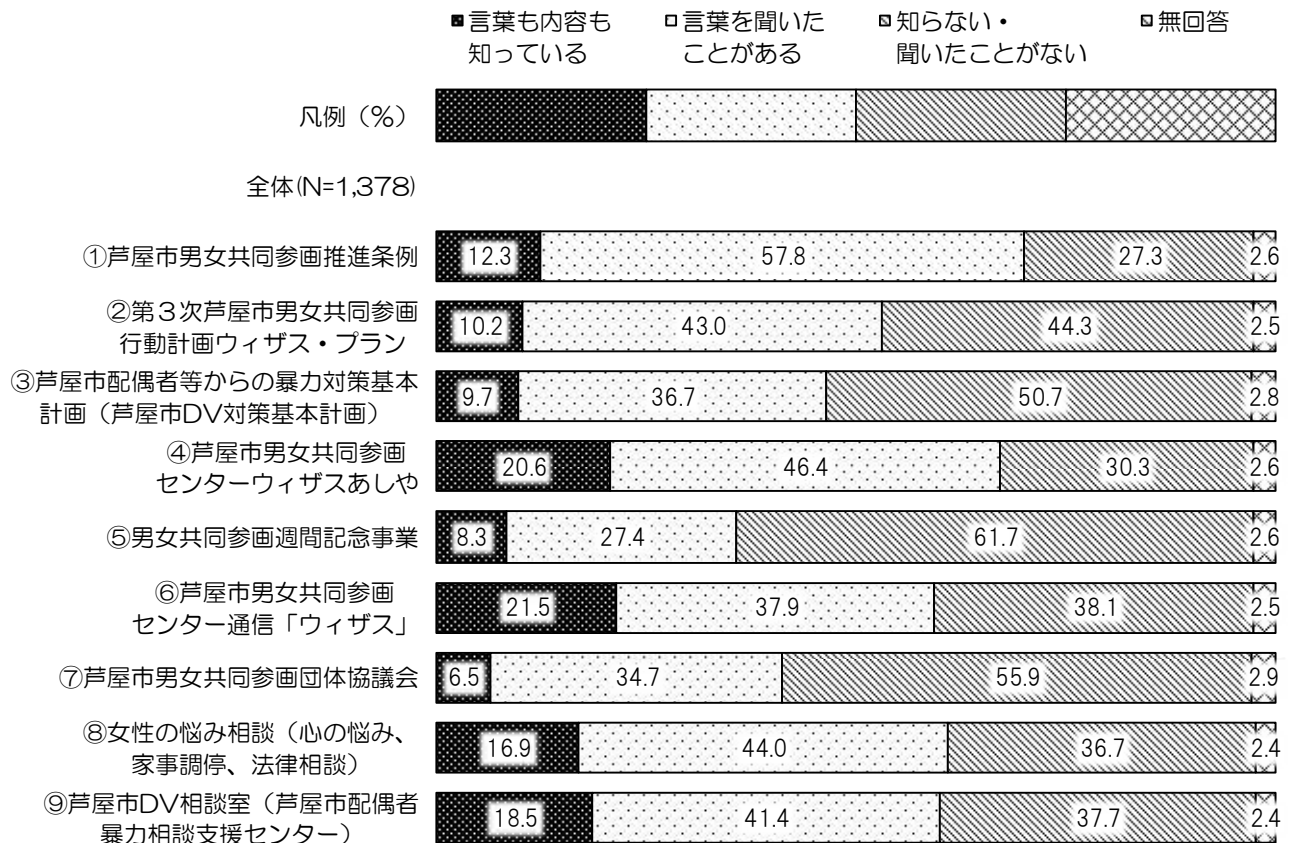
【6】男女共同参画の取組について

1 男女共同参画社会に向けた取組の認知状況

問 28. 芦屋市では男女共同参画社会の実現に向けての様々な取組をしています。あなたは、次の「言葉」や「内容」を知っていますか。（〇はそれぞれ1つずつ）

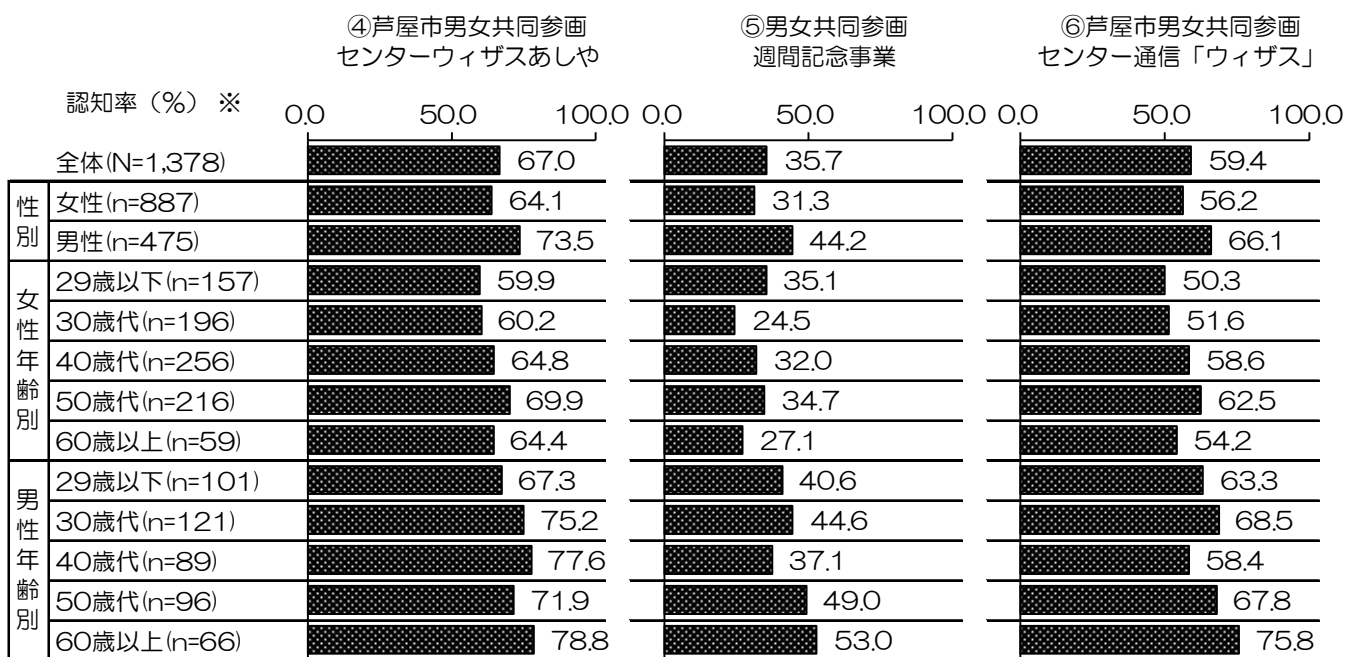
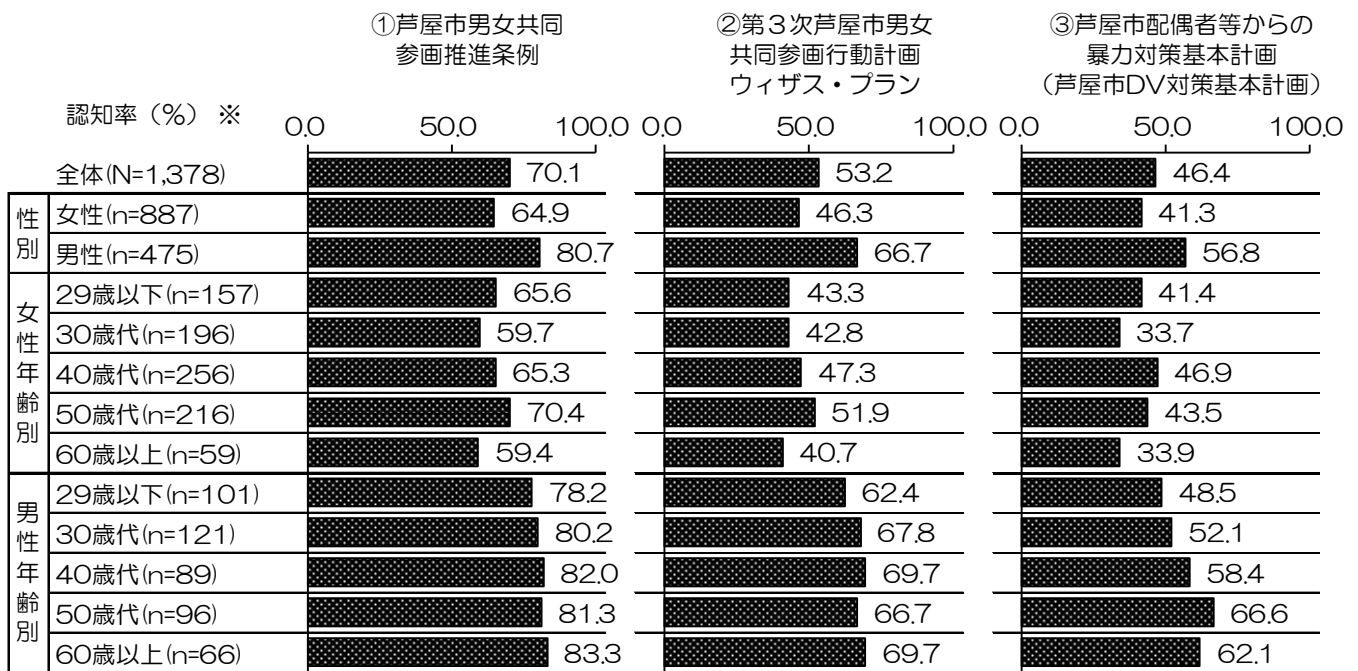
男女共同参画社会に向けた取組の認知状況は、「言葉も内容も知っている」と「言葉を聞いたことがある」を合わせると、「①芦屋市男女共同参画推進条例」が70.1%で最も高くなっています。次いで、「④芦屋市男女共同参画センターウィザスあしや」が67.0%、「⑧女性の悩み相談（心の悩み、家事調停、法律相談）」が60.9%の順に高くなっています。

一方で、「③芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（芦屋市DV対策基本計画）」「⑤男女共同参画週間記念事業」「⑦芦屋市男女共同参画団体協議会」については半数以上が「知らない・聞いたことがない」と回答しています。

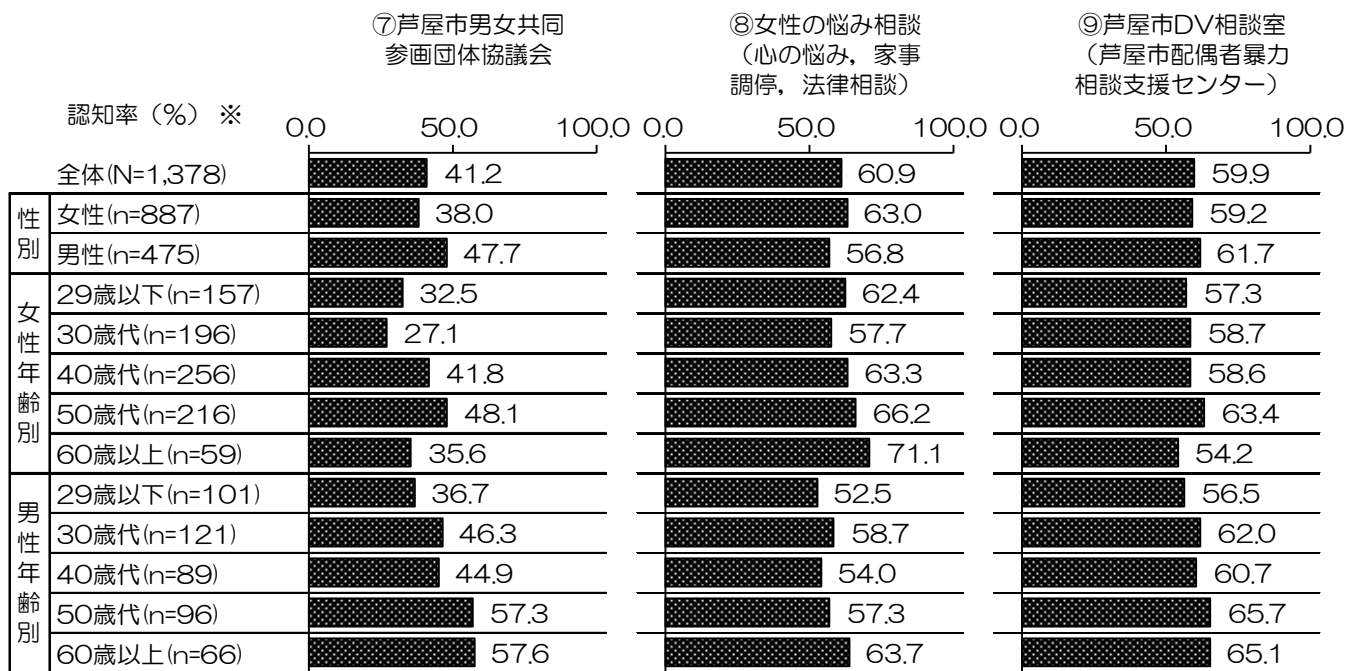


『認知率*』について性別でみると、女性で「⑧女性の悩み相談（心の悩み、家事調停、法律相談）」の『認知率』がやや高いものの、それ以外についてはおおむね男性の『認知率』が女性のそれを上回っています。

性・年齢別でみると、すべての取組について男性は年齢が上がるほど『認知率』がおおむね高くなる傾向があります。一方、女性50歳代は「③芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（芦屋市DV対策基本計画）」と「⑧女性の悩み相談（心の悩み、家事調停、法律相談）」を除くと、いずれの取組についても『認知率』が他の層に比べて高くなっています。

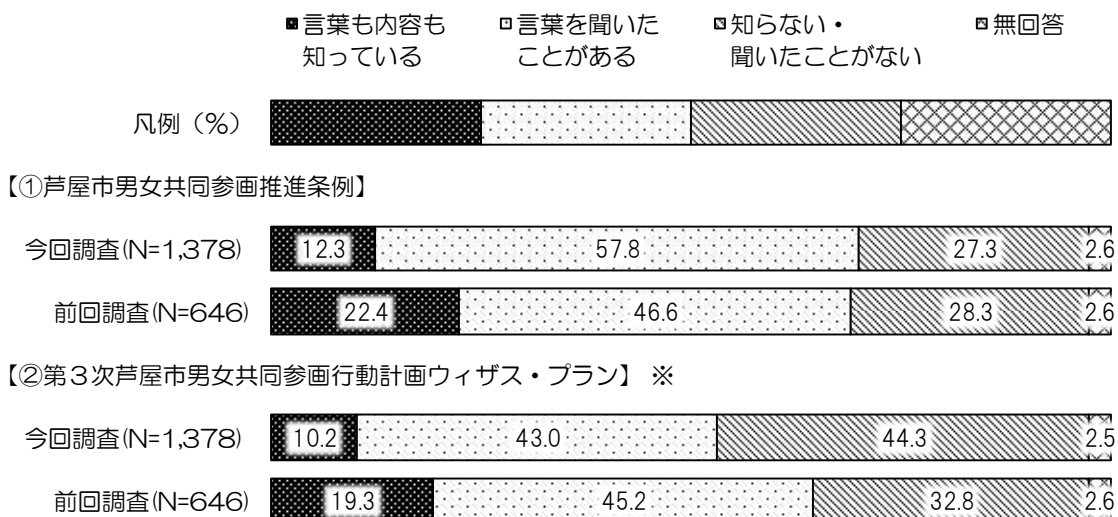


※ 『認知率』は「言葉も内容も知っている」と「言葉を聞いたことがある」の合計値。以下同様。



参考／前回調査との比較

「①芦屋市男女共同参画推進条例」と「②第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」は、どちらも「言葉も内容も知っている」が前回調査よりも低くなっており、「②第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」については、「知らない・聞いたことがない」は11.5ポイント高くなっています。

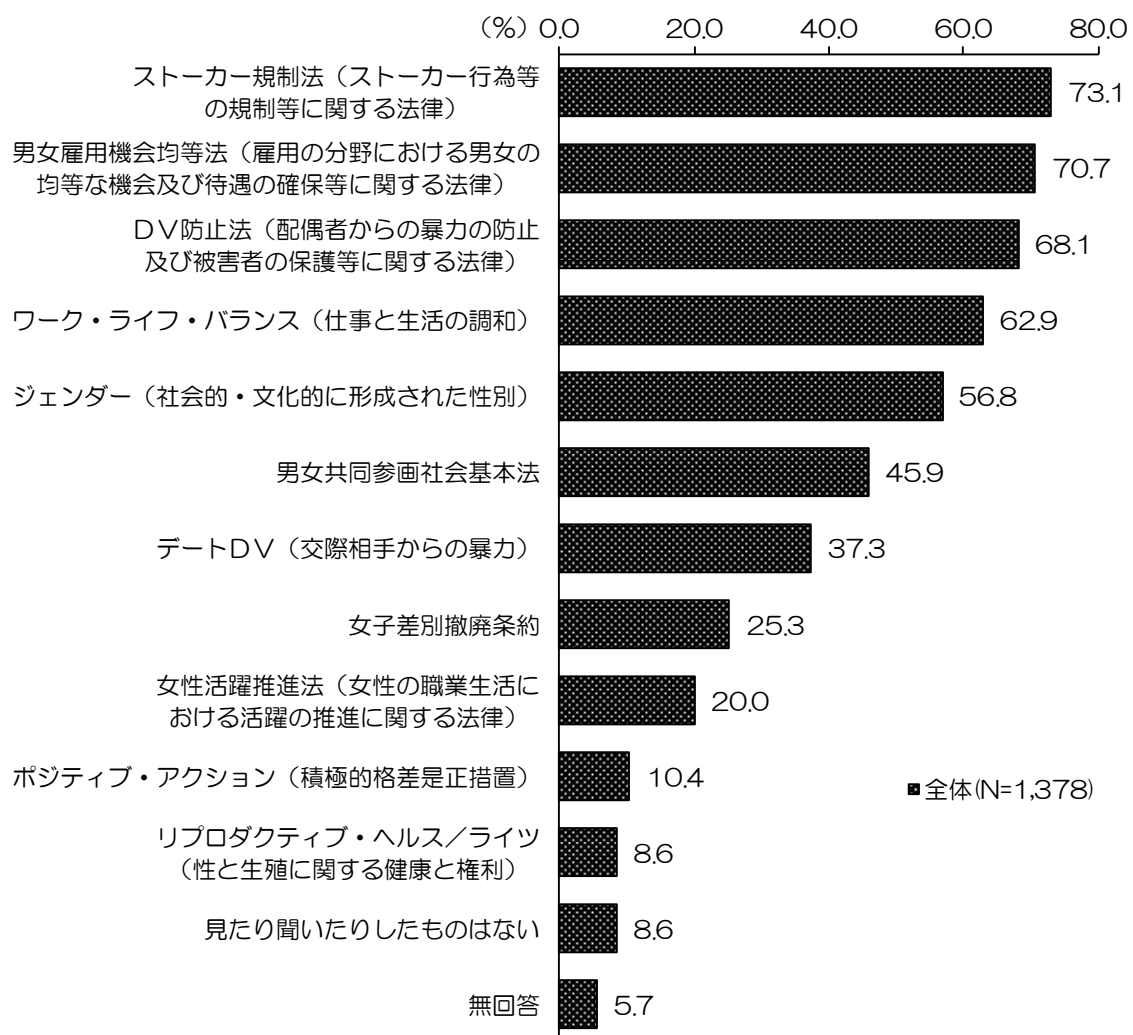


※ 前回調査では、「②第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)ウィザス・プラン」の認知状況。

2 男女共同参画関連用語の認知状況

問 29. 男女共同参画に関する次の「ことがら」について、見たり聞いたりしたことはありますか。（〇はいくつでも）

男女共同参画関連用語の認知状況については、「ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）」が73.1%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」(70.7%),「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」(68.1%),「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」(62.9%),「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」(56.8%)の順となっています。



性別では、男性で「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「男女共同参画社会基本法」などが高く、女性に比べて認知する男女共同参画関連用語が多くなっています。

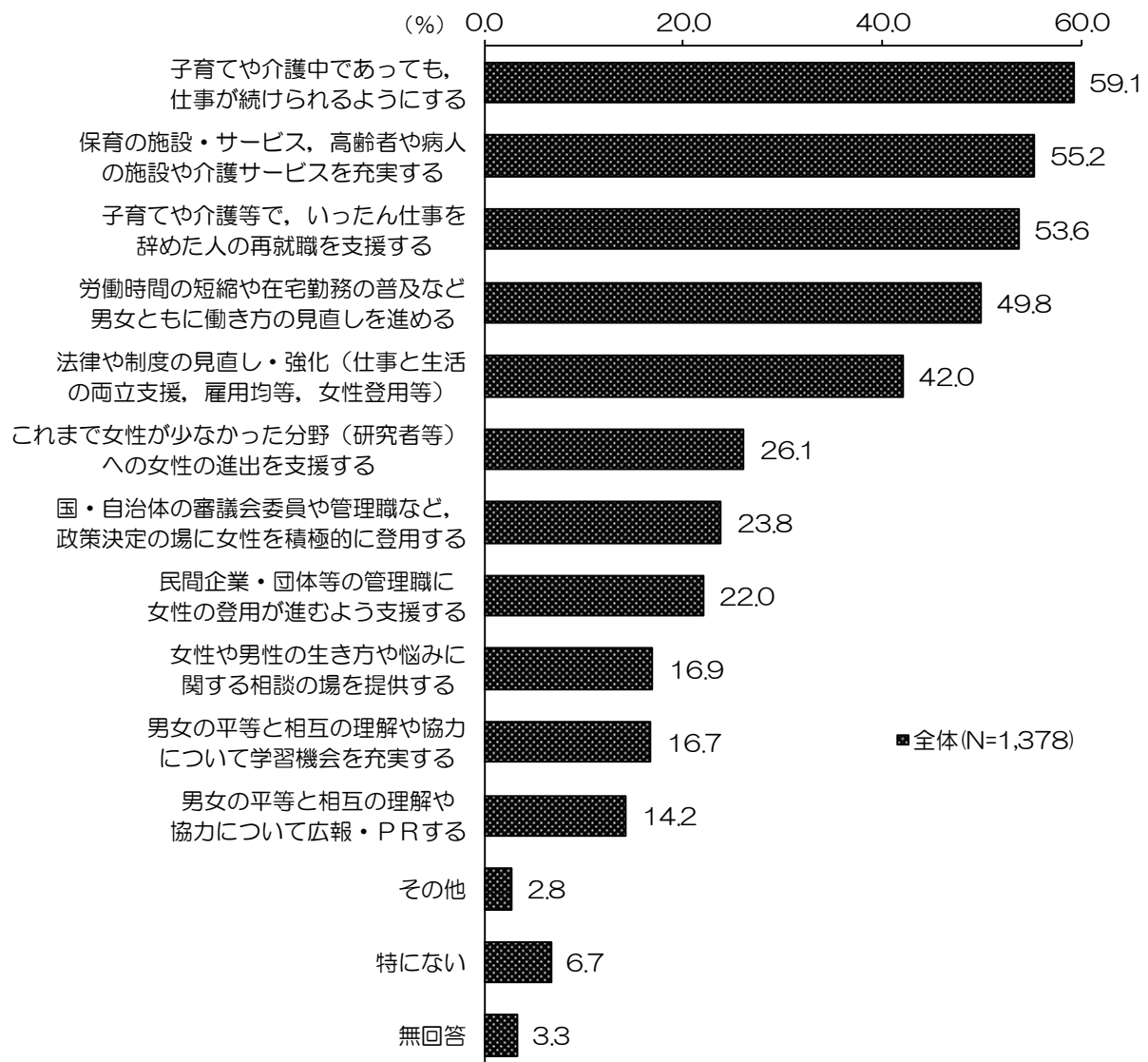
性・年齢別で他の層に比べて高くなっているのは、「ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）」は男性 60 歳以上、「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」は男性の 30～40 歳代と 60 歳以上、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は男性 30 歳代、「男女共同参画社会基本法」は男女 29 歳以下と男性 60 歳以上、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」と「デートDV（交際相手からの暴力）」は女性 29 歳以下となっています。

単位 (%)	サンプル数 (件)	ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)	男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)	男女共同参画社会基本法	デートDV (交際相手からの暴力)	女子差別撤廃条約	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	ポジティブ・アクション (積極的格差是正措置)	権利 (性と生殖に関する健康と)	リプロダクティブ・ヘルス/ラ	見たり聞いたりしたものはない
全体	1,378	73.1	70.7	68.1	62.9	56.8	45.9	37.3	25.3	20.0	10.4	8.6	8.6	
【性別】														
女性	887	71.9	68.2	67.6	59.6	55.6	40.7	37.8	23.1	18.4	9.0	9.1	9.6	
男性	475	75.6	75.4	69.3	69.5	58.9	55.8	36.6	29.3	22.9	13.1	7.6	6.7	
【性・年齢別】														
女性	29歳以下	157	71.3	72.6	66.9	71.3	71.3	64.3	53.5	37.6	21.7	15.9	14.6	7.0
	30歳代	196	76.5	72.4	70.4	66.8	59.7	35.2	40.8	31.1	23.0	6.6	9.2	10.2
	40歳代	256	69.1	66.4	66.0	56.3	48.4	34.4	34.0	14.8	14.8	6.3	8.2	10.9
	50歳代	216	75.0	63.9	69.0	55.6	52.8	38.9	32.9	18.5	19.4	11.1	8.3	8.8
	60歳以上	59	61.0	67.8	64.4	35.6	42.4	30.5	20.3	10.2	6.8	3.4	1.7	11.9
男性	29歳以下	101	64.4	70.3	58.4	69.3	59.4	66.3	29.7	29.7	14.9	13.9	6.9	8.9
	30歳代	121	78.5	79.3	74.4	78.5	66.1	55.4	47.9	35.5	28.9	15.7	9.9	8.3
	40歳代	89	78.7	78.7	68.5	68.5	60.7	42.7	40.4	23.6	19.1	7.9	4.5	1.1
	50歳代	96	75.0	70.8	75.0	67.7	54.2	55.2	35.4	22.9	26.0	11.5	9.4	8.3
	60歳以上	66	84.8	78.8	69.7	59.1	51.5	59.1	24.2	34.8	25.8	16.7	6.1	4.5

3 男女共同参画推進にとって重要なこと

問 30. 今後、あらゆる分野で男女がさらに対等な社会となるために、重要なことはどのようなことだと思いますか。（〇はいくつでも）

男女共同参画推進にとって重要なことについては、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるようにする」が 59.1%と最も高く、次いで「保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」（55.2%）、「子育てや介護等で、いったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」（53.6%）、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」（49.8%）、「法律や制度の見直し・強化（仕事と生活の両立支援、雇用均等、女性登用等）」（42.0%）の順となっています。



芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査

調査へのご協力のお願い

本市では、平成21年3月に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成25年3月には「第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」を策定し、女性も男性もすべての個人が、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、具体的な施策の取組を進めています。

このたび、「ウィザス・プラン」の見直しと今後の男女共同参画の施策を進める上での基礎資料とさせていただきますため、「男女共同参画に関する職員意識調査」を行うことにいたしました。

調査は無記名です。すべて統計的に処理を行い、個人が特定されるなどご迷惑をおかけすることはありませんので、ぜひご協力をお願いいたします。

平成28年8月

ご記入にあたってのお願い

1. 回答はあなた自身のお考えで、職員本人がご記入ください。
2. 記入は黒のボールペン、又は濃い鉛筆でお願いします。
3. 回答は、質問ごとにあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
4. 質問によって回答される方が限られる場合がありますので、設問をお読みいただき、記入してください。
5. ご記入いただきました調査票は、連絡用封筒に入れ、**8月31日(水)**までにご返送ください。(庁内便でご提出ください。)

◆この調査についてのお問い合わせ先
芦屋市 市民生活部 男女共同参画推進課
TEL 0797-38-2023 (直通)
(内線94-2202, 94-2209)

あなたご自身のことについておたずねします。

問1. あなたの性別は。(〇は1つ。身体的な性別、又はご自身で思われる性別をお答えください。)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 女性 | 2. 男性 | 3. () |
|-------|-------|--------|

問2. あなたの年齢(平成28年8月1日現在)は。(〇は1つ)

- | | | |
|--------------|---------|----------|
| 1. 10歳代・20歳代 | 3. 40歳代 | 5. 60歳以上 |
| 2. 30歳代 | 4. 50歳代 | |

問3. あなたは次のどれにあたりますか。(〇は1つ)

- | | | |
|-------------|-----------------------|------------|
| 1. 一般職員 | 4. 課長・部長級 | 7. 臨時的任用職員 |
| 2. 副技能長・技能長 | 5. 再任用職員(再任用主査・主幹を含む) | |
| 3. 係長・課長補佐級 | 6. 嘱託職員 | |

問4. あなたは結婚していますか。(〇は1つ) ※事実婚や同性婚を含みます。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 結婚していない | 3. 結婚後、離別又は死別 |
| 2. 既婚、配偶者あり | 4. その他(具体的に) |

2. 以外を答えた方は問5.へ

「2. 既婚、配偶者あり」と答えた方におたずねします。

◆問4-1. あなたの配偶者・パートナーの職業等は何ですか。(〇は1つ)

- | | | |
|----------------|--------------|----------------|
| 1. 自営業・会社経営 | 4. パート・アルバイト | 7. 無職(5及び6を除く) |
| 2. 正社員・正職員(常勤) | 5. 主婦・主夫 | 8. その他(具体的に) |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 6. 学生 | |

問5. あなたにはお子さんがおられますか。(〇は1つ) ※事実婚や同性婚のパートナーのお子さんを含みます。別居も含みます。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

次は問6.へ

「1. いる」と答えた方におたずねします。

◆問5-1. 一番下のお子さんは次のどれにあたりますか。(〇は1つ)

- | | | |
|--------|---------------------------|-----------|
| 1. 就学前 | 3. 中学生・高校生 | 5. 学校を終えた |
| 2. 小学生 | 4. 短大, 大学, 大学院, 専修学校などの学生 | |

問6. あなたの同居の家族構成は。(〇は1つ) ※夫婦は事実婚や同性婚を含みます。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 単身世帯(ひとり暮らし) | 4. 三世帯世帯(親と子と孫など) |
| 2. 一世帯世帯(夫婦, 兄弟, 姉妹だけなど) | 5. その他の世帯(具体的に) |
| 3. 二世帯世帯(親と子など) | |

男女の平等意識についておたずねします。

問7. 次の各分野において、男女はどの程度平等だと思いますか。次の各項目についてあなたのお考えに最も近いものをお答えください。（○はそれぞれ1つずつ）

①～⑨までの項目について、それぞれ選んだ番号に○をつけてください。

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
① 家庭生活の場で	1	2	3	4	5	6
② 就職・雇用で	1	2	3	4	5	6
③ 職場の中で（賃金・昇進等）	1	2	3	4	5	6
④ 地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑤ 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
⑥ 政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑦ 法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会通念や慣習、しきたり等で	1	2	3	4	5	6
⑨ 社会全体として	1	2	3	4	5	6

結婚・家庭生活についておたずねします。

問8. 結婚・家庭生活について、あなたのお考えをお聞かせください。（○はそれぞれ1つずつ）

①～⑤までの項目について、それぞれ選んだ番号に○をつけてください。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえはそう思わない	そう思わない	わからない
① 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
② 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
③ 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活したほうがよい	1	2	3	4	5
④ 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
⑤ 結婚してもやり直したいときは離婚してもよい	1	2	3	4	5

問9. 次にあげる家庭でのことに関する夫婦の分担について、おたずねします。

(A, Bとも○はそれぞれ1つずつ)

①～⑫までの項目について、
それぞれ選んだ番号に○を
つけてください。

	A 理想 全員がお答えください。				B 現実 配偶者のいる方(事実婚や同性婚も含む。)がお答えください。 ⑩～⑫は、該当する方のみお答えください。			
	主として妻	夫婦同程度	主として夫	わからない	主として妻	夫婦同程度	主として夫	わからない
① 生活費の確保	1	2	3	4	1	2	3	4
② 掃除・洗濯	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 日常のごみ出し	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 食事のしたく	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 食事の後片付け・食器洗い	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 日常の家計管理	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 自治会・町内会活動	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 近所や親せきとのつきあい	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨ 家庭における重要な決定	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩ 育児・子育て	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪ 子どものしつけ・教育	1	2	3	4	1	2	3	4
⑫ 介護	1	2	3	4	1	2	3	4

問10. あなたは、介護が必要になった場合、(現在、介護が必要な場合)だれに介護をしてもらいたいですか。(○は1つ)

1. 配偶者	6. その他の親族
2. 娘	7. ホームヘルパー
3. 息子	8. 介護施設, 老人ホーム
4. 娘の夫	9. その他(具体的に)
5. 息子の妻	

問11. あなたは、家族の介護について、どのように考えますか。(○は1つ)

1. 女性の役割だと思う
2. 女性の役割となりがちである現状に問題はあるが、実際にはやむを得ない
3. 男性も女性とともに介護すべき
4. 性別にかかわらず子どもが介護すべき
5. 介護は社会で担い行うべき
6. その他(具体的に)

問 12. あなたは、男性が家事、子育て、介護を行うことについて、どのようなイメージをおもちですか。（〇はいくつでも）

1. 男性も家事、子育て、介護を行うことは当然である
2. 家事、子育て、介護を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる
3. 男性自身も充実感が得られる
4. 子どもにいい影響を与える
5. 仕事と両立させることは、現実として難しい
6. 家事、子育て、介護は女性のほうが向いている
7. 妻が家事、子育て、介護をしていないと誤解される
8. 周りから冷たい目で見られる
9. 男性は、家事、子育て、介護を行うべきではない
10. その他（具体的に _____ ）
11. 特にない

問 13. 今後、男性が家事、子育て、介護、地域の活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
3. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる
4. 当事者（夫婦間）の考えを尊重し、周りの人が固定的な観念等を押しつけない
5. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域の活動についても、その評価を高める
6. 労働時間の短縮や休暇制度を普及し、仕事以外の時間を多くもてるようにする
7. 男性が家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行う
8. 男性の家事や子育て、介護等の技能を高める
9. 男性が子育てや介護、地域の活動を行うための、仲間（ネットワーク）づくりを進める
10. 仕事との両立がバランスよくできるよう、男性向けの参加しやすい講座を開催する
11. 学校の家庭科が必修でなかった（おおむね 40 歳以上の）男性が講座等で家事などの知識を得る
12. その他（具体的に _____ ）

子どもの教育についておたずねします。(全員がお答えください。)

問 14. もしあなたに子どもがいたら、子育てについての次のような考え方をどう思いますか。

(①, ②ともに○は1つ)

①男女区別せず、個人の能力や性格に応じて、その子らしく育てるのがよい。

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 3. あまりそう思わない |
| 2. ややそう思う | 4. そう思わない |

②男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい。

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 3. あまりそう思わない |
| 2. ややそう思う | 4. そう思わない |

問 15. もしあなたに子どもがいたら、子どもの教育はどこまでを期待しますか。女の子と男の子のそれぞれの場合について、お答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

	中学校まで	高等学校まで	専修学校・各種学校まで	短期大学・高等専門学校まで	大学まで	大学院まで	その他()
女の子	1	2	3	4	5	6	7
男の子	1	2	3	4	5	6	7

問 16. もしあなたに子どもがいたら、あなたは、子どもにはどのような生き方をしてほしいと思いますか。[A]女の子と[B]男の子それぞれの場合について、お答えください。([A], [B]とも○はそれぞれ1つずつ)

①～⑤までの項目について、それぞれ選んだ番号に○をつけてください。

	[A] 女の子				[B] 男の子			
	重要	やや重要	あまり重要ではない	重要ではない	重要	やや重要	あまり重要ではない	重要ではない
① 社会的な地位を得るように	1	2	3	4	1	2	3	4
② 経済的に自立できるように	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 家事など身の回りのことが自分でできるように	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 自分の意見をはっきりと言える人に	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 本人の個性や才能を活かせるように	1	2	3	4	1	2	3	4

職業生活についておたずねします。(全員がお答えください。)

問 17. 女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(○は1つ)

1. 女性は職業をもたないほうがよい
2. 結婚するまで職業をもち、結婚とともに辞めるほうがよい
3. 結婚しても職業をもち続け、子どもができたなら辞めるほうがよい
4. 結婚しても職業をもち続け、子どもができたなら辞めて、大きくなったら再び職業をもつのがよい
5. 結婚や出産、子育てにかかわらず、職業をもち続けるのがよい
6. その他(具体的に)
7. わからない

問 18. あなたは、女性が出産や介護による離職をしないで同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思えますか。(○はいくつでも)

1. 保育所や学童保育など、子どもを預けられる環境の整備
2. 介護支援サービスの充実
3. 家事・育児支援サービスの充実
4. 男性の家事参加への理解、意識改革
5. 女性が働き続けることへの周囲の理解、意識改革
6. 働き続けることへの女性自身の意識改革
7. 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
8. 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
9. 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
10. 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
11. その他(具体的に)
12. 特にない

問 19. 出産などでいったん離職した女性が、再び社会で活動する仕方として、あなたが望ましいと思うものは何ですか。(○はいくつでも)

1. これまでの知識・経験・資格等を生かして働けることを重視し、正社員として再就職する
2. 仕事と家事・育児・介護の両立しやすさなどを重視し、正社員として再就職する
3. これまでの知識・経験を生かして働けることと、働く時間や場所の両方を重視して、パート・アルバイトなどで再就職する
4. 家事・育児・介護の経験を生かした仕事により、地域に貢献する(ヘルパー、保育補助、家事代行など)
5. これまでの経験を生かして、ボランティアやNPO活動で地域に貢献する(育児・介護ボランティア、PTA、防災・治安パトロール、環境を守る活動など)
6. これまでの経験を生かして、起業又はNPOの立ち上げを行う(小売店経営、IT企業設立、ボランティア、NPO団体設立など)
7. 家事以外で活動する必要はない
8. その他(具体的に)
9. 特にない

問 20. あなたは、本市において、女性職員の職域拡大・登用を進めるためにはどのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 多様な経験をつめるよう人事配置や職務分担を決める
2. 意欲や向上心を高めるための啓発を行う
3. 能力を高めるための研修を行う
4. 育成・登用について管理職（上司）の意識を高める
5. 男女とも、育児・介護休業制度などの取得促進を図る
6. 残業や休日勤務を減らすなど労働条件の改善を図る
7. 女性職員の数を増やす
8. 女性に責任ある仕事を任せなかったり、家事・育児などは女性がすべきという固定的な役割分担意識の変革を図る
9. 気軽に仕事の悩みやキャリアアップなどを相談できるようなしくみ（メンター制度など）をつくる
10. 現在のままで十分である
11. その他（具体的に)
12. わからない

問 21. 現在、本市において、課長級以上の管理職に占める女性の割合は 29.3%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっていますが、あなたは、このことについてどのように思いますか。（〇は 1 つ）

1. 性別により、登用の機会が均等になっていないので是正すべきである
2. 女性の割当枠をつくり、管理職への登用を進めるべきである
3. 能力・適性が同程度なら積極的に女性を登用すべきである
4. 性別にかかわらず、個人の能力・適性により登用すべきである
5. 不十分だが、やむを得ない
6. 十分である
7. その他（具体的に)
8. わからない

問 22. あなたは、本市の職場において次の各項目で男女の差はどのようになっていると思いますか。 ※あなたの職場や周りなどで感じたまま、技能職員や嘱託職員、臨時的任用職員を含め、全員が○をつけてください。（○はそれぞれ1つずつ）

	男性が優遇されている	男性がどちらかといえは優遇されている	平等である	女性がどちらかといえは優遇されている	女性が優遇されている	わからない
①～⑬までの項目について、それぞれ選んだ番号に○をつけてください。						
① 採用	1	2	3	4	5	6
② 係長級への昇任・昇格	1	2	3	4	5	6
③ 課長級への昇任・昇格	1	2	3	4	5	6
④ 部長級への昇任・昇格	1	2	3	4	5	6
⑤ 能力発揮の機会（庁内公募など）	1	2	3	4	5	6
⑥ 職場内の情報伝達	1	2	3	4	5	6
⑦ 事務分担	1	2	3	4	5	6
⑧ 研修や教育訓練の機会	1	2	3	4	5	6
⑨ 出張・会議参加の機会	1	2	3	4	5	6
⑩ 雑務（お茶くみ、掃除など）の分担	1	2	3	4	5	6
⑪ 労働時間（時間外勤務・休日勤務）	1	2	3	4	5	6
⑫ 有給休暇の取得	1	2	3	4	5	6
⑬ 全体として	1	2	3	4	5	6

正規職員の方におたずねします。（再任用職員、嘱託職員、臨時的任用職員は → 問 24. へ）

問 23. あなたは、次の役職（技能職員の方は副技能長・技能長）につくことを望みますか。

（○はそれぞれ1つずつ）

①～③までの項目について、それぞれ選んだ番号に○をつけてください。
※技能職員の方は①のみお答えください。

	望む	男性がどちらかといえは望む	女性がどちらかといえは望まない	望まない
① 係長級・副技能長・技能長 （一般職員・副技能長・技能長のみ回答。技能長は技能長になる前にどう思っていたか）	1	2	3	4
② 課長級 （課長補佐級以下の職員のみ回答）	1	2	3	4
③ 部長級 （全員回答。部長級は昇任する前にどう思っていたか）	1	2	3	4

すべて「1」又は「2」と答えた方は問 24. へ

ひとつでも「3」又は「4」と答えた方は問 23-1. へ

問 23. で、「3 どちらかというとな望まない」又は「4 望まない」と答えた方におたずねします。

◆問 23-1. それはどのような理由からですか。（○はいくつでも）

1. 今の立場・役職で十分やりがいを感じる
2. もう少し経験をつんでから望む
3. 職務内容に関係なく、昇進することに興味がない
4. その役職にやりがいを感じない
5. 責任が重くなるから
6. 体力、気力に自信がない
7. 他のライフワークを優先したい
8. 休日や時間外は仕事以外のことに時間を使いたい
9. 残業や休日勤務が増えそうで嫌だ
10. その他（具体的に

次は問 24. へ

問24. あなたは、育児や介護を行うために、これまでに育児休業・介護休業制度を利用したことがありますか。また、利用したことのない人は今後利用したいと思いますか。
（○はそれぞれ1つずつ）

	利用したことがある	利用したいが利用した必要があればない	利用したいが抵抗がある	利用したくない	わからない	利用したことはなく今後とも対象者がいないので利用しない
育児休業	1	2	3	4	5	6
介護休業	1	2	3	4	5	6

「3」又は「4」以外を答えた方は問 25. へ

ひとつでも「3」又は「4」と答えた方におたずねします。

◆問 24-1. それはどのような理由からですか。（○はいくつでも）

1. 仕事が忙しい
2. 代替要員の確保が難しい
3. 他の職員の負担が増えるなど職場の同僚や上司への気兼ね
4. 休業することで昇格・昇給などに不利になる
5. 復職後に同じ仕事や希望する仕事につけるかが不安
6. 利用することに対する職場内での理解が十分でない
7. 休業することで収入が減少する
8. その他（具体的に
9. わからない

次は問 25. へ

夫婦*間や交際相手からの暴力（DV=ドメスティック・バイオレンス）等についておたずねします。

ドメスティック・バイオレンスとは、多くの場合、女性が、夫や恋人などのパートナーから、身体的暴力や性的暴力、精神的暴力、経済的暴力を受けることをいいますが、被害者が男性の場合もあります。

※夫婦には、婚姻届を出していない事実婚や同性婚、元夫婦も含まれます。

問25. あなたは過去5年間に、配偶者がいましたか。（○は1つ）

配偶者には婚姻届を出していない事実婚や同性婚、別居中の夫婦、元配偶者（離婚・死別した相手、事実婚・同性婚を解消した相手）も含まれます。

1. いる (いた)	2. いない (いなかった)	→ 次は問 26. へ
------------	----------------	-------------

「1. いる (いた)」と答えた方におたずねします。

◆問25-1. あなたは過去5年間に、あなたの配偶者から次のようなことをされたことはありますか。
（○はそれぞれ1つずつ）

①～⑨までの項目について、それぞれ選んだ番号に○をつけてください。

	あ 何 つ 度 も	あ 1, つ た 2 度	ま な い た く
① 命の危険を感じるくらいの暴力を受けた	1	2	3
② 医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた	1	2	3
③ 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた	1	2	3
④ 大声でどなられたり、ことばによる暴力をあげられた	1	2	3
⑤ 生活費を渡してくれなかった	1	2	3
⑥ 交友関係や電話・メールを細かく監視された	1	2	3
⑦ 危害が加えられるのではと恐怖を感じるほどの脅しを受けた	1	2	3
⑧ 何を言っても無視され続けた	1	2	3
⑨ あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

ひとつでも「1」又は「2」と答えた方は、問 25-2. へ

すべて「3」と答えた方は問 26. へ

問 25-1. で、ひとつでも「何度もあった」又は「1, 2度あった」と答えた方におたずねします。

◆問 25-2. あなたはこれまでに、問 25-1. であげたような行為について、だれかにうち明けたり、相談したりしましたか。(〇はいくつでも)

1. 配偶者暴力相談支援センター (DV 相談室, 婦人相談所その他の施設)
2. 警察
3. 法務局・地方法務局, 人権擁護委員
4. 男女共同参画センター
5. 上記 (1~4) 以外の公的な機関
6. 民間の専門家や専門機関 (弁護士・弁護士会, カウンセリング機関, 民間シェルターなど)
7. 医療関係者 (医師, 看護師など)
8. 学校関係者 (教員, 養護教員, スクールカウンセラーなど)
9. 家族や親戚
10. 友人・知人
11. その他 (具体的に)
12. どこ (だれ) にも相談しなかった

「12. どこ (だれ) にも相談しなかった」と答えた方におたずねします。

◆問 25-3. どこ (だれ) にも相談しなかったのは、なぜですか。(〇はいくつでも)

1. どこに (だれに) 相談したらよいのかわからなかった
2. 相談しても無駄だと思った
3. 相談したことがわかると仕返しを受けたり, もっとひどい暴力を受けると思った
4. 自分さえ我慢したら, なんとかこのままやっていけると思った
5. 世間体が悪い
6. 他人を巻き込みたくない
7. そのことについて思い出したくなかった
8. 自分にも悪いところがある
9. 相手の行為は愛情の表現だと思った
10. 相談するほどのことではないと思った
11. だれにも話す気持ちになれなかった
12. その他 (具体的に)

次は問 26. へ

問26. あなたは過去5年間に、交際相手がいきましたか。(○は1つ)

1. いる (いた)	2. いない (いなかった)	→ 次は問27.へ
------------	----------------	-----------

「1. いる (いた)」と答えた方におたずねします。

◆問26-1. あなたは過去5年間に、交際相手から次のようなことをされたことはありますか。
(○はそれぞれ1つずつ)

①～⑨までの項目について、それぞれ
選んだ番号に○をつけてください。

	あ 何 つ 度 も	あ つ た 1, 2 度	ま な っ た く い た く
① 命の危険を感じるくらいの暴力を受けた	1	2	3
② 医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた	1	2	3
③ 医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けた	1	2	3
④ 大声でどなられたり、ことばによる暴力をあげられた	1	2	3
⑤ 金銭的な依存や強要を受けた	1	2	3
⑥ 交友関係や電話・メールを細かく監視された	1	2	3
⑦ 危害が加えられるのではと恐怖を感じるほどの脅しを受けた	1	2	3
⑧ 何を言っても無視され続けた	1	2	3
⑨ あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

問 27. あなたは過去5年間に(働き出して5年以内の場合は採用・委嘱されてから)職場等において、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせとは、他の者を不快にさせる性的な言動のことをいいます。)をされたことはありますか。(○はいくつでも)

1. 自分自身が被害にあったことがある 2. 友人や職場の仲間など、自分の周りに被害にあった人がいる 3. 自分や自分の周りに被害にあった人はいない 4. わからない	→ 次は問 28. へ
--	-------------

「1. 自分自身が被害にあったことがある」又は「2. 友人や職場の仲間など、自分の周りに被害にあった人がいる」と答えた方におたずねします。

◆問27-1. あなたは、その時やその後はどうしましたか。(○はいくつでも)

1. 相手に直接抗議した 2. 家族や職場以外の友人に相談した 3. 職場の同僚・上司に相談した 4. 職員団体・労働組合に相談した 5. 市のセクシュアル・ハラスメント相談員に相談した	6. 市以外の公的相談窓口で相談した 7. 裁判所に訴えた 8. がまんした(何もしなかった) 9. その他(具体的に)
---	--

次は問 28. へ

男女共同参画の取組についておたずねします。

問28. 芦屋市では男女共同参画社会の実現に向けての様々な取組をしています。あなたは、次の「言葉」や「内容」を知っていますか。(○はそれぞれ1つずつ)

①～⑨までの項目について、それぞれ選んだ番号に○をつけてください。

	言葉も内容も知っている	言葉を聞いたことがある	知らない・聞いたことがない
① 芦屋市男女共同参画推進条例	1	2	3
② 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン	1	2	3
③ 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)	1	2	3
④ 芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや	1	2	3
⑤ 男女共同参画週間記念事業(今年度は6月に映画「アリスのままで」上映)	1	2	3
⑥ 芦屋市男女共同参画センター通信「ウィザス」	1	2	3
⑦ 芦屋市男女共同参画団体協議会	1	2	3
⑧ 女性の悩み相談(心の悩み、家事調停、法律相談)	1	2	3
⑨ 芦屋市DV相談室(芦屋市配偶者暴力相談支援センター)	1	2	3

問29. 男女共同参画に関する次の「ことがら」について、見たり聞いたりしたことはありますか。(○はいくつでも)

1. 男女共同参画社会基本法
2. 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)
3. DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)
4. ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)
5. 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
6. 女子差別撤廃条約
7. ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)
8. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
9. ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)
10. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)
11. デートDV(交際相手からの暴力)
12. 見たり聞いたりしたものはない

問 30. 今後、あらゆる分野で男女がさらに対等な社会となるために、重要なことはどのようなことだと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 法律や制度の見直し・強化（仕事と生活の両立支援、雇用均等、女性登用等）
2. 国・自治体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
3. 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
4. これまで女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する
5. 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める
6. 保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
7. 子育てや介護中であっても、仕事が続けられるようにする
8. 子育てや介護等で、いったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
9. 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
10. 男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する
11. 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする
12. その他（具体的に
13. 特にない

●男女共同参画社会の実現に向けた取組について、ご意見・ご要望があればどんなことでも結構です。ご自由にお書きください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

質問は以上です。お忙しい中、ご協力いただき、ありがとうございました。

記入もれがないか、もう一度ご確認の上、連絡用封筒で、**8月31日（水）**までに
庁内便でご返送くださいますようお願いいたします。

なお、この調査結果は、「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」と（通称）
女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」を盛り込んだ「第4次芦屋市男女共同参画
行動計画ウィザス・プラン」策定の基礎資料とさせていただきます。

芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 調査結果報告書

平成 29 (2017) 年 3 月

発行・編集：芦屋市 市民生活部 男女共同参画推進課

〒659-0065 芦屋市公光町 5 番 8 号

TEL 0797(38)2023 FAX 0797(38)2175

<http://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/shisaku.html>